

○富津市広告事業実施要綱

平成30年 5 月30日

告示第83号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者等（以下「事業者等」という。）との連携により、市の自主財源の確保、経費の縮減及び市民サービスの向上を図るため、市が実施する広告事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物、封筒等

イ 市の管理するホームページ

ウ 市の構築物

エ その他広告掲載が可能なもの

(2) 広告掲載 広告媒体に事業者等の広告を掲載若しくは掲出し、又は愛称等を付与することをいう。

(3) 広告事業 次に掲げる事業をいう。

ア 広告掲載により、広告掲載料を徴収する事業

イ 広告掲載により、物品又は役務の提供を受ける事業

ウ その他広告媒体を活用した事業

(4) 所管部局等 富津市行政組織条例（昭和46年富津市条例第10号）第1条の部、消防本部、教育部、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局のうち、広告事業を実施しようとする部局等をいう。

(一部改正〔平成31年告示32号〕)

(広告事業の範囲)

第3条 市長は、広告事業の実施に当たっては、その内容及び表現が社会的に信用度の高いものでなければならないことに留意した上で、次の各号のいずれかに該

当すると認めるときは、広告事業の対象としないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 各種法令に違反している事業者が行うもの
- (4) 誇大表示、不当表示その他表現等が不適切なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めるもの

2 広告事業に関する基準は、市長が別に定める。

(広告事業の実施)

第4条 所管部局等は、広告事業の実施に当たっては、当該事業の内容に応じ次に掲げる事項を別に定めるものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 広告媒体の規格及び数量
- (3) 広告を掲載する位置及び期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要となる事項

(一部改正〔令和3年告示107号〕)

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、市ホームページ、広報紙等で公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該広告媒体を所管する部局等の長は、その広告媒体の性質に応じて募集を行うことができる。

3 当該広告媒体を所管する部局等の長は、募集する枠数に応募者が満たないときは、第1項の規定にかかわらず、個別に広告掲載の案内をすることができる。

(追加〔令和3年告示107号〕)

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、富津市広告掲載申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申し込むものとする。

- (1) 広告掲載する広告の原稿案
- (2) 業務内容等がわかるもの

(追加〔令和3年告示107号〕)

(広告掲載の決定等)

第7条 前条の規定により申込者から申込みがあったときは、市長は、第3条の規定により掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び条件について富津市 広告掲載・不掲載決定通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。

3 市長は、掲載の決定を行うに際して、広告の内容、デザイン、形状等の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

(追加〔令和3年告示107号〕)

(広告掲載の順位)

第8条 市長は、広告掲載が適当と認められる申込者が予定の枠数を超えたときは、次に掲げる順序に従い、広告掲載の可否を決定する。ただし、競争入札による場合は、この限りでない。

(1) 第1順位 市内に事業所等を有するもの

(2) 第2順位 前号に掲げる以外のもの

2 前項の場合において、申込者が同順位で複数いる場合は、抽選により決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、当該広告媒体を所管する部局等の長は、広告掲載の順位を別に定めることができる。

(追加〔令和3年告示107号〕)

(広告掲載料の納入)

第9条 広告掲載の決定を受けた広告主は、市長が指定する期日までに掲載料を前納しなければならない。

(追加〔令和3年告示107号〕)

(広告掲載料の返納)

第10条 既に納入した広告掲載料は、返納しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載をすることができなかったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により広告掲載料を返納するときは、当該広告掲載料の納入を受けてから返納するまでの期間に対する利息は付さないものとする。

(追加〔令和3年告示107号〕)

(広告掲載の中止又は取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を中止又は取り消すものとし、その旨を申込者に通知するものとする。

- (1) 指定する期日までに掲載料の納付がないとき。
- (2) 第3条の規定に該当したとき。

(追加〔令和3年告示107号〕)

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容その他の広告掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告掲載された広告に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じた場合は、広告主の責任及び負担により解決するものとする。
- 3 広告原稿の作成費用は、広告主の負担とする。
- 4 第7条の規定により受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 5 事故等により広告に破損等が生じた場合は、広告主と費用負担について協議するものとする。
- 6 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、当該法令等を遵守しなければならない。

(追加〔令和3年告示107号〕)

(広告代理店への委託)

第13条 市長は、広告の募集、作成等に係る業務を広告代理店に委託し、広告枠を売り渡すことができる。この場合において、市長は、広告代理店に委託する業務、売り渡す広告枠等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(追加〔令和3年告示107号〕)

(審査委員会)

第14条 広告事業の内容等に疑義が生じた場合その他広告事業について重要な事項を決定する場合は、庁議構成員（富津市庁議に関する規則（昭和46年富津市規則第42号）第2条第1項に規定する庁議を組織する者をいう。以下この条において同じ。）で構成する広告事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）におい

て審査を行うものとする。

2 審査委員会の決定は、庁議構成員の過半数が出席する会議において、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは、市長の決定するところによる。

3 審査委員会の庶務は、所管部局等において行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（一部改正〔令和3年告示107号〕）

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告事業について必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔令和3年告示107号〕）

附 則

この告示は、公示の日から施行する。